

(仮称)中九州風力発電所設置事業に係る環境影響評価準備書  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社輝光(以下「事業者」という。)が宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及び東臼杵郡諸塚村において、総出力最大18,000kW(定格出力1,500kW級の風力発電設備12基)の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、五ヶ瀬町及び諸塚村の町村境の尾根に計画されており、直近の住居まで約1.5kmの離隔があるが、対象事業実施区域周辺では、クマタカ等の猛禽類が確認されている。

(仮称)中九州風力発電所設置事業に係る環境影響評価準備書(以下「本準備書」という。)は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱(平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。)に基づき作成されたものであるが、平成24年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。)が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成に当たっては、法、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、本準備書においては、対象事業の目的並びに工事計画、土地利用計画及び造成図面等の対象事業の内容の詳細が記載されておらず、環境影響評価を実施するに当たっての基本的な諸元が不足していることから、それらを評価書作成までに確定させ、再度、予測及び評価を見直し、できる限り環境影響を回避又は低減させるよう、環境保全措置を検討すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、「造成等施工による一時的な影響」については、水の濁りなどによる植物、動物及び生態系に及ぼす影響について十分検討すること。

また、「生態系」、「人と自然との触れ合いの活動の場」及び「廃棄物等」については、事業実施に伴う環境影響が懸念されることから、評価項目として選定し、重点的な環境影響評価の実施を検討すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行

可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が発見されていない箇所が散見される。

特に、本準備書においては、例えば、予測・評価を行うのに十分な調査が行われていないにも関わらず、「影響がない又は極めて小さい」と結論付けるなど、その根拠となるべき調査結果と予測・評価結果の間に乖離がある箇所が見られる。

このことから、評価書の作成においては、十分な調査を行った上で、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価となるよう、全体的に記載を見直すこと。

#### 4. 動物及び植物について

##### (1) 追加調査の実施について

動物及び植物の現地調査について、実施時期が春期のみであること、対象事業実施区域の一部では実施されていないことなど、当該地域における動物相及び植物相の状況が適切に把握されていない。このことから、専門家の意見を踏まえて調査方法を設定し、適切な時期、範囲において追加調査を実施すること。

また、追加調査の結果、重要な種が確認された場合においては、専門家の意見を踏まえつつ、当該重要な種の生態等を把握するための調査の実施を検討すること。

##### (2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなどした上で、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

##### (3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び (2) に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避し、及び低減する観点から、風力発電設備等の配置や渡りの時期の稼働制限等を含めて検討すること。

また、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力をを行うとともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について、事業者を含めた関係者が検討できるよう努めること。

#### 5. 関係自治体等への意見聴取について

環境影響評価の項目の追加、追加調査の実施、予測等の再実施により、準備書において予測されなかった影響が生じることが明らかになった場合、関係自治体に対し、再度、情報提供及び意見聴取を実施すること。

また、風力発電設備は、景観、希少野生動物等への影響等、立地する自治体

の区域を超えて広範な範囲において、影響が及ぶおそれがあることから、対象事業実施区域に位置する五ヶ瀬町、諸塚村のみならず周辺の自治体及び住民等に対しても情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。

#### 6．事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。